

# 主な事項の目次

① 申告書作成までの流れ	P.3
② 申告書の提出、保険料の納付の方法	P.4
③ 電子申請による申告書の提出、電子納付による保険料・一般拠出金の納付方法	P.5
④ e-Gov からの電子申請の方法	P.7
⑤ Gビズ ID アカウントを利用した電子申請について	P.10
⑥ 雇用保険の被保険者について	P.12
⑦ 雇用保険料の対象となる賃金	P.13
⑧ 申告書の書き方	P.14
記入例1 確定保険料額が申告済概算保険料額を上回る場合(不足額が出る場合)	P.14
記入例2 確定保険料額が申告済概算保険料額を下回る場合(充当・還付を行う場合)	P.17
① 労働保険料に充当した場合の例	P.18
② 充当後還付額が出る場合の例	P.19
記入例3 現在、労働者を雇っていないが、今後労働者を雇用する見込みがあり、引き続き労働保険を継続する場合	P.22
記入例4 事業を廃止した場合	P.23
⑨ 口座振替を利用している場合について	P.24
⑩ 還付請求を行う場合について	P.25
⑪ 雇用保険被保険者数計算要領(申告書の⑤欄について)	P.26
⑫ 法人番号の記入について	P.26
⑬ 事業主・事業の名称・所在地・事業の種類(業種)等を変更した場合について	P.27
⑭ 被保険者からの控除方法	P.27
⑮ 年度更新よくある質問	P.28
⑯ 申告書作成チェックポイント	P.30

## 労働保険の年度更新とは

事業主は、新年度の概算保険料を納付するための申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第15条）と前年度の保険料を精算するための確定保険料の申告・納付（労働保険の保険料の徴収等に関する法律第19条）の手続が必要です。これが「年度更新」の手続です。

この年度更新の手続は、本年度は6月2日から7月10日までの間に行ってください。

手續が遅れますと、政府が労働保険料・一般拠出金の額を決定し、さらに追徴金（納付すべき労働保険料・一般拠出金の10%）を課すことがあります。

労働保険の保険料は、毎年4月1日から翌年3月31日までの1年間（これを「保険年度」といいます。）を単位とし、その間ですべての労働者（雇用保険については、被保険者）に支払われる賃金の総額に、その事業の種類ごとに定められた保険料率を乗じて算定します。